

# 既存住宅状況調査 技術者講習

- ◆ 既存住宅状況調査技術者講習を全国で開催します。
- ◆ 会場講習とオンライン講習のいずれかお選びいただけます。
- ◆ オンライン講習は、受講期間中であれば24時間いつでも受講可能です。
- ◆ 更新講習と「フラット35適合証明技術者業務講習」\*の同日講習では、一日で両方の資格を取得できます。

\*フラット35適合証明技術者の登録をするためには、既存住宅状況調査技術者であることが必要です。

## 受講料

新規講習 21,450 円 (税込)

更新講習 16,700 円 (税込)

- 受講料にはテキスト代、登録料を含みます。
- 一度納付された受講料は、本会の責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- テキストは受講者のみに配布します。  
欠席された場合は配布いたしませんので、ご了承ください。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所の「その他業務」として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されています。



## 受講対象者

新規講習 すべての建築士（一級、二級、木造）

更新講習 既存住宅状況調査技術者（資格の有効期限が過ぎていない方）  
他団体の既存住宅状況調査技術者講習の修了者であっても、本会で更新講習を受講できます。

- ◆ 建築士事務所に所属していない建築士の方も受講可能です。  
(ただし、既存住宅状況調査の業務を行う際は、建築士事務所に所属する必要があります。)



## 時間割 (例)

| 科目                         | 講習内容  | 講習時間             |                  |
|----------------------------|---|------------------|------------------|
|                            |   | 新規講習<br>(CPD5単位) | 更新講習<br>(CPD2単位) |
| 講義①<br>既存住宅状況調査の概要等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産流通市場の現状と国の取組状況等</li> <li>既存住宅状況調査技術者の役割等</li> <li>既存住宅状況調査の概要</li> <li>公正な調査業務の実施に向けて</li> <li>情報の開示と相談業務</li> <li>既存住宅状況調査の流れ</li> <li>調査報告書の活用</li> </ul> | 1 2 5 分          | 7 0 分            |
| 講義②<br>既存住宅状況調査の技術的基準と調査方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な調査のために</li> <li>木造・鉄骨造の既存住宅の調査</li> <li>R C造等の既存住宅の調査</li> <li>調査に使用する機器・道具及び使用方法</li> <li>住宅の瑕疵の事例</li> <li>調査結果報告書の作成について</li> </ul>                      | 1 3 0 分          | —                |
| 講義③<br>現地調査解説              | <ul style="list-style-type: none"> <li>木造・鉄骨造の調査解説</li> <li>R C造の調査解説</li> <li>調査機器の調査解説</li> </ul>   | 6 0 分            | 6 0 分            |
| 質疑応答                       | ・講師による質疑応答  | 1 0 分            | 1 0 分            |
| 修了考査                       | ・選択式  | 4 0 分            | 2 5 分            |

更新講習は、「フラット35適合証明技術者業務講習」と同日に行う会場もあります。

## お申し込み方法

各都道府県の建築士事務所協会へお申し込みください。都道府県によっては、以下の全ての申込方法に対応していない場合があります。詳細は、各都道府県の建築士事務所協会へお問い合わせください。

窓口申込

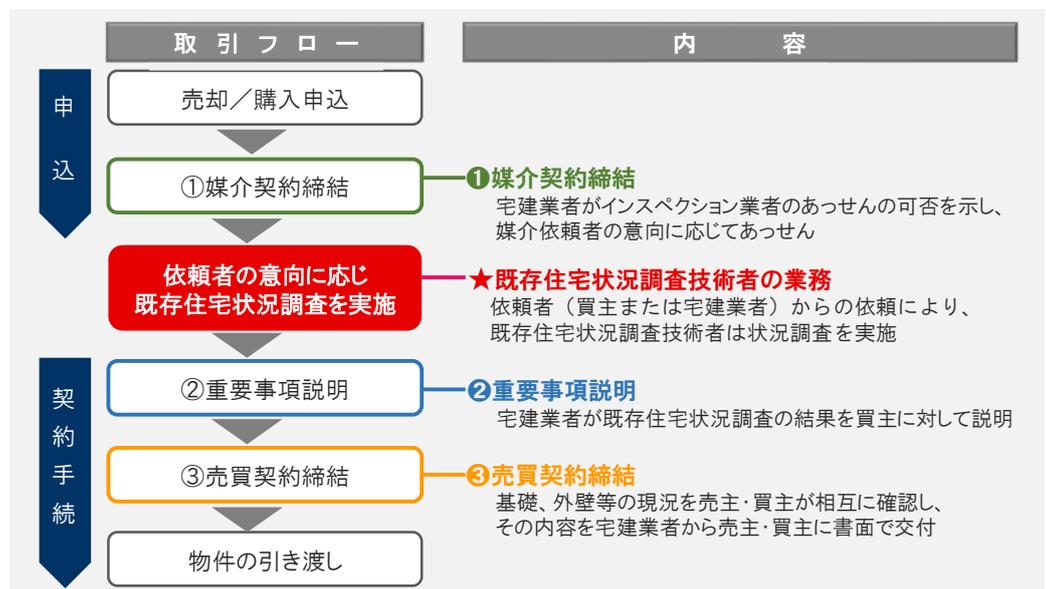
郵送申込

WEB申込

## 既存住宅売買のフローと既存住宅状況調査技術者の業務

宅建業法の改正により  
インスペクション業務が  
ますます重要となります

平成28年6月に宅地建物取引業法の一部が改正され、既存住宅のインスペクションが法律的に位置付けられました。これにより、既存住宅の売買時に、買主に対する重要事項説明として、「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。この既存住宅状況調査を行うのは、登録機関の講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）と規定されました。



【お問い合わせ】

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

TEL 03-3552-1281

URL : <http://www.njr.or.jp/>